

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 () 一
- WTOに基づく一般競争入札の中止の公告 (入札企画室) 二
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課) 二
- ヨーネ病疑似患畜の発生 (畜産安全課) 三
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 三
- " " " " () 四
- " " " " () 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 四

公告

- (建築指導課) 四
- " (東松山県土) 四
- " () 四
- " () 四
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (熊谷県土) 五
- " () 五
- " () 五
- 建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定 () 五
- 開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 六
- " () 六
- " () 六
- " () 六
- " () 六
- " () 六
- 交通誘導警備業務に係る検定合格警備員を配置する道路の告示 (生活安全企画課) 六

告示

埼玉県告示第千三百三十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

益に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第千三百三十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成十九年七月十三日
埼玉県知事 上田 清司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きらきら星
代表者の氏名
今城 武
- 三 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市入間川三丁目十九番十五号
- 四 定款に記載された目的
この法人は、広く児童や障害児・者を対象に介護事業等を行うとともに、地域と社会の福祉増進を図り、広く公

- 一 申請のあった年月日
平成十九年七月十三日
埼玉県知事 上田 清司
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人西川木楽会
代表者の氏名
吉野 勲
- 三 主たる事務所の所在地
埼玉県飯能市大字坂石町分百五十番地十一
- 四 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民、任意及

び公共団体と協働し、西川林業地の森林の保全・育成・活用、並びに普及啓発・交流事業などの体験を共有し、森林・林業への認識を深めることによつて、豊かな森林環境を次世代へ継承することに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NP〇活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP〇情報ステーション(<http://www.satiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

一 申請のあった年月日
平成十九年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スポーツエイド・ジャパン

三 代表者の氏名
舘山 誠

四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡毛呂山町大字阿諏訪千二百二十一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、年齢、性別、また健康者、障害者を問わず、あらゆる人々に対し、ランニング、ウォーキング、登山を主とした生涯スポーツの普及と振興を図り、健全な社会づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百三十四号

平成十九年埼玉県告示第九百十六号(WTOに基づく一般競争入札公告)は、取り消す。

平成十九年七月十三日

埼玉県知事 上田清司

平成十九年七月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)イオン越谷レイクタウンショッピングセンター

越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン株式会社 代表執行役 岡田元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一の五の一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年三月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
十三万九千九百九十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

A街区平面駐車場 位置 収容台数 五一〇台

A街区屋上駐車場 位置 収容台数 三九〇台

A街区立体駐車場 位置 収容台数 一、四五〇台

B街区平面駐車場 位置 収容台数 二、三三〇台

B街区屋上駐車場 位置 収容台数 一、五八〇台

B街区立体駐車場 位置 収容台数 一、八九〇台

合計 八、一五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 収容台数 六、二〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

A街区荷捌き施設一、三 位置 収容台数 九八〇・九平方メートル

B街区荷捌き施設一、五 位置 収容台数 一、五九二・二平方メートル

トル C街区荷捌き施設 位置 収容台数 三二・三平方メートル

合計 二、六〇四・四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 午前九時から午後十一時
 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時から翌午前一時
 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

A街区	位置	図面省略	容量	七〇六・一立方メートル
B街区	位置	図面省略	容量	四二四・二立方メートル
C街区	位置	図面省略	面積	七一・四立方メートル
合計			一、二〇一・七立方メートル	

ト 届出年月日
 平成十九年六月二十九日

二 縦覧期間
 平成十九年七月十三日から平成十九年十一月十三日まで

三 縦覧場所
 埼玉県産業労働部商業支援課
 埼玉県東部産業労働センター
 意見書の提出

四 意見書の提出
 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間
 平成十九年七月十三日から平成十九年十一月十三日まで

ロ 意見書提出先
 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百三十六号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。
 平成十九年七月十三日
 埼玉県知事 上田清司

牛	ヨーネ病	患畜及び疑似患畜	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
		疑似患畜	一頭	熊谷市	平成十九年六月二十六日	隔離

埼玉県告示第千三百三十七号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。
 平成十九年七月十三日
 埼玉県知事 上田清司

牛	伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
		疑似患畜	一頭	三芳町	平成十九年六月二十七日	隔離

埼玉県告示第千三百三十八号
 測量計画機関の長である蕨市長頼高英雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成十九年七月十三日
 埼玉県知事 上田清司

一 作業種類
 公共測量(都市計画基本図等補正)

二 作業期間
 平成十九年六月十三日から平成十九年十一月二十八日まで

三 作業地域
 蕨市全域

埼玉県告示第千三百三十九号

測量計画機関の長である小鹿野町長関口和夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種類

公共測量(二級基準点設置)

二 作業期間

平成十九年五月三十日から平成二十年二月二十九日まで

三 作業地域

小鹿野町般若全域

埼玉県告示第千四百十号

測量計画機関の長である行田市市長工藤正司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種類

公共測量(四級基準点測量及び四級水準測量)

二 作業期間

平成十九年七月一日から平成十九年十二月七日まで

三 作業地域

行田市大字南河原、中江袋、馬見塚、犬塚地内

埼玉県告示第千四百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

平成十九年四月二十日

指令行整第一九〇〇一〇号

二 検査済証番号

平成十九年七月六日第三十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字上崎字門前一八八六一、一八八六一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字鴻荃二一一五 有限会社 ハツエイ設計 代表取締役 田中 暢彦

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百十七号)

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年六月二十二日

第一九〇〇三八〇号

二 検査済証番号

平成十九年七月六日

第一九〇〇六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字高谷字日影山二六六九一一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字千手堂六九九一五 小高 謙太

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年五月二十八日

第一八〇一七一一号

二 検査済証番号

平成十九年七月六日

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上八ッ林字宮前町 一一六一一一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字上八ッ林八三五番地 松本 すみ子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年五月二十一日

第一九〇〇五〇号

二 検査済証番号

平成十九年七月九日

第一九〇〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字伊勢根字西一〇〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字伊勢根一〇五

黒木 和美

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行った。

平成十九年七月十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲史

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第四号	平成十九年三月三十日	大里郡寄居町大字牟礼字中道千五百十四番七、千五百十四番八、千五百十五番三	六・〇〇	三十二・六〇	大里郡寄居町大字寄居六百十四番地 大島不動産株式会社 代表取締役 久志本 秀人

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行った。

平成十九年七月十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲史

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成十九年六月八日	大里郡寄居町大字寄居字中道百四十九番七	四・二〇	十四・四一	大里郡寄居町大字寄居千二百十四番地三 中央興産株式会社 代表取締役 井上 昇志

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成十九年七月十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲史

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第一号	十九年六月十二日	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番外四百五十九号	埼玉県熊谷県土整備事務所

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年七月四日

指令行整第一八〇〇六六一号

二 検査済証番号

平成十九年七月五日第六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字間口字古堤二

一三一―一、字広畑八六〇―三、―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字間口二二三―

―一

中山 文男

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

三

都市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年七月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年六月七日

指令行整第一九〇〇二一〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十九日第一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字内田ヶ谷字皮屋

西一六四―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字鴻荃一―一五

有限会社 ハツエイ設計 代表取締役

役 田中 暢彦

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

四

都市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年七月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年六月二十九日

指令行整第一八〇〇七五一号

二 検査済証番号

平成十九年七月二日第九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字新井新田字八

幡脇一二二―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字三箇九〇―一―五
プラムハウスⅡ一〇二
塩田 政幸

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

一 許可番号

平成十九年六月十四日

指令行整第一九〇〇二〇〇号

二 検査済証番号

平成十九年七月四日第十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字正能字弁天四二

六―二四、六三七―九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市大字礼羽五四ニエルディム相

力一〇―一
村田 裕二

埼玉県公安委員会告示第294号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の5の項の上欄の規定により、埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成20年1月15日から施行する。

平成19年7月13日

埼玉県公安委員長 田 木 義 文

路線	区間
1 一般国道4号	埼玉県内の全域
2 一般国道16号	同上
3 一般国道17号	同上
4 一般国道122号	同上
5 一般国道125号	同上
6 一般国道140号	同上

7	一般国道254号	埼玉県内の全域	
8	一般国道298号	同上	
9	一般国道299号	同上	
10	一般国道407号	同上	
11	一般国道463号	同上	
12	県道熊谷小川秩父線	同上	
13	県道川越日高線	同上	
14	県道飯能寄居線	同上	
15	県道松伏春日部関宿線	同上	
16	県道深谷東松山線	同上	
17	県道越谷流山線	同上	
18	県道松戸草加線	同上	
19	県道野田岩槻線	同上	
20	県道羽生栗橋線	同上	
21	県道さいたま川口線	同上	
22	県道さいたま栗橋線	同上	
23	県道さいたま菖蒲線	同上	
24	県道川越栗橋線	同上	
25	県道さいたま草加線	同上	
26	県道さいたまふじみ野所沢線	同上	
27	県道さいたま幸手線	同上	
28	県道加須幸手線	同上	
			29 県道越谷鳩ヶ谷線
			30 県道越谷八潮線
			31 県道鴻巣桶川さいたま線
			埼玉県内の全域

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇(代表)